

平成30年度第1回水道水質検査法検討会 議事要旨

1 日時

平成31年2月14日（木）13:30～18:00

2 場所

厚生労働省C駐車場仮設第3会議室

3 出席者（敬称略）

委員 阿部進、五十嵐良明、越後信哉、小林憲弘、鈴木俊也、高木総吉、中村弘揮、林幸範、
宮田雅典、森元俊夫

4 議題

- （1）検査方法告示等の改正について
- （2）その他

5 議事

（1）検査方法告示等の改正について

◎検査方法告示（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号））の改正事項について

・以下の点について検討が行われた。

①六価クロム化合物の水質基準改正に伴う検査方法告示の改正について（別表3～6）

水質基準逐次改正検討会で六価クロム化合物の基準強化が提案されたことから、六価クロム化合物が対象となっている、検査方法告示別表3～6の見直しについて検討を行った。

②金属類混合標準液の保存について（別表5、6）

六価クロムと鉛、マンガンを高濃度で混合した標準液を保存すると沈殿が発生し、濃度低下が起ることから、保存可能な条件について検討を行った。

③陰イオン混合標準液の保存について（別表13、16の2）

陰イオン混合標準液の保存について、一定条件下で亜硝酸態窒素濃度の減少が起こることから、保存可能な条件について検討を行った。

④陰イオン類の検査の統一について（別表13、16の2）

陰イオン類の検査統一に向け、採水時の添加試薬についてエチレンジアミンの添加量を現在の10分の1の量低減した場合の検査精度への影響、及び採水時の添加試薬をチオ硫酸ナトリウムに変更した場合の影響について検討を行った。

⑤採水時の試薬添加について（別表3～11）

採水時の試薬添加とそのタイミングについて検討を行った。

⑥標準列作成に係る規定

平成30年3月の検査方法告示改正により、同年4月から一部別表で検水の濃度範囲の上限が上がり、

標準原液の濃度と近くなったことから、標準原液から直接標準列を作成すること等について検討を行った。

⑦検量線作成時のシアン、塩化シアンの同時測定について（別表 12）

検量線作成時のシアンと塩化シアンは別々に測定することとなっているが、標準列の作成の工夫により、同時分析の可能性について検討を行った。

◎残留塩素検査方法告示（平成 15 年厚生労働省告示第 318 号）の改正

残留塩素検査方法告示について、各別表について現状との乖離及び携帯型の残留塩素計の取り扱いについて検討を行った。

◎農薬類の検査方法について

- ・平成 31 年 4 月に目標値等が変更される農薬類について検査方法の検討を行った。
- ・目標値が強化される項目（カルバリル、プロベナゾール、メタラキシル、MCPB、シペルメトリン）については、カルバリルの別添方法 10 は参考扱いとするが、それ以外については、現在の検査方法で対応可能であることが確認された。
- ・イプロジオン、オリサストロビンについては、それぞれの代謝物であるイプロジオン代謝産物、(5Z)-オリサストロビンとの一斉分析法の検討を行った（両農薬の代謝物の通知への記載名については変更の可能性あり）。
- ・イプフェンカルバゾンについては LC 内部への吸着性が高いことから測定にあたって注意が必要とされた。

（2）その他

- ・特になし